

令和7年度
経営発達支援事業評価委員会 次第

日 時 / 令和7年9月5日(金)
11:00 ~
場 所 / 米沢商工会議所3F会議室

1. 開 会

2. 挨拶 米沢商工会議所 副会頭 太田 紀 男

3. 内 容

1) 本委員会役員選任【協議】

2) 経営発達支援計画の概要【説明】

3) 令和6年度事業報告および令和7年度事業進捗状況【説明】

4) 各委員からの意見および提言等【評価】

5) その他【連絡】

4. 閉 会

経営発達支援事業
評価委員会 構成員名簿

【評価委員】

(順不同・敬称略)

| No. | 所属名称 | 役職 | 委員氏名 | 出欠 | 備考 |
|-----|----------------|-----|-------|----|----|
| 1 | 大澤尋税理士事務所 | 顧問 | 大澤 一雄 | ○ | |
| 2 | 高橋輝司法書士事務所 | 所長 | 高橋 輝 | ○ | |
| 3 | 協同組合 労研センター | 理事長 | 高橋 百栄 | ○ | |
| 4 | 日本政策金融公庫米沢支店 | 支店長 | 高嶋 賢 | ○ | |
| 5 | 国立大学法人 山形大学 | 副学長 | 伊藤 浩志 | ○ | |
| 6 | 山形県置賜総合支庁産業経済部 | 部長 | 高橋 文夫 | ○ | |

【事業実施者】

<米沢商工会議所（事業実施主体）>

| No. | 所属・役職等 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|-----|------------------------|--------|----|---------|
| 1 | 米沢商工会議所 副会頭 | 太田 紀男 | ○ | 担当副会頭 |
| 2 | 米沢商工会議所 専務理事 | 安部 徹 | ○ | |
| 3 | 米沢商工会議所 理事・事務局長 | 田中 明子 | ○ | |
| 4 | 米沢商工会議所 事務局次長・中小企業振興部長 | 須貝 真一 | ○ | |
| 5 | 米沢商工会議所 総務企画部長 | 安部 憲明 | ○ | 法定経営指導員 |
| 6 | 米沢商工会議所中小企業振興部 課長 | 竹田 洋子 | ○ | |
| 7 | 米沢商工会議所中小企業振興部 マネージャー | 加藤 栄樹 | ○ | |
| 8 | 米沢商工会議所中小企業振興部 マネージャー | 佐々木 成美 | ○ | |
| 9 | 米沢商工会議所中小企業振興部 | 遠藤 憲隆 | ○ | |
| 10 | 米沢商工会議所中小企業振興部 | 二宮 翔太 | ○ | |
| 11 | 米沢商工会議所中小企業振興部 | 高橋 大輔 | ○ | |

<米沢市>

| No. | 所属・役職等 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|-----|----------------|-------|----|----|
| 1 | 米沢市産業部 部長 | 我妻 重義 | × | |
| 2 | 米沢市産業部商工課 課長 | 柴倉 和典 | ○ | |
| 3 | 米沢市産業部商工課 課長補佐 | 森谷 久善 | × | |

経営発達支援事業評価委員会 設置規程

(目的)

第1条 本委員会は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(略称：小規模事業者支援法、平成5年5月21日 法律第51号、令和元年6月5日一部改正法律第21号、以下「法」という)」第7条第1項から3項の規定に基づき、米沢商工会議所ならびに米沢市(以下「事業実施者」という)が策定した支援計画について、法第7条第6項各号の規定要件適合により経済産業大臣の認定を受け、事業実施者が行う「経営発達支援事業(以下支援事業という)」について、実施状況および成果等の評価を行うとともに、米沢地区内小規模事業者の持続的な発展に向けて、事業実施者がより効果の高い支援を講じることを目的として設置する。

(名称)

第2条 本委員会は、経営発達支援事業評価委員会(以下評価委員会)と称する。

(活動)

第3条 評価委員会は、その目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 事業実施者が計画する支援計画の把握
- (2) 事業実施者が行う支援事業の状況および成果の確認および評価
- (3) 支援事業の一部あるいは全部に関わる意見または提案および助言
- (4) 支援事業の一部あるいは全部に関わる是正または廃止の提言
- (5) 支援事業に関する情報および意見の交換
- (6) 前各号のほか、地区内小規模事業者支援に係る事業に関すること

(構成)

第4条 評価委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 評価委員 6名
 - ・山形県置賜総合支庁(産業経済主管部) 1名
 - ・税理士 1名
 - ・社会保険労務士 1名
 - ・司法書士 1名
 - ・金融機関 1名
 - ・山形大学工学部教授または准教授 1名
- (2) 事業実施者 11名
 - ・法定経営指導員 2名
 - ・米沢商工会議所 6名
 - ・米沢市 3名

(委員)

第5条 評価委員会を構成する委員は第4条各号に該当するものから事業実施主体である米沢商工会議所会頭の指名により委嘱する

(委員の解任)

第6条 委員は次の場合に解任することができる。

- (1) 第4条の規定に該当しないこととなった場合
- (2) 委員による退任申し出(意思表示)があり、米沢商工会議所会頭が解任を認めた場合

- (3) 天災地変の発生や社会情勢および経済情勢に激変が生じたことにより、米沢商工会議所会頭が解任を妥当と判断した場合
- (4) 前各号のほか、実態と実情に照らし合わせて、米沢商工会議所会頭が解任を妥当と判断した場合

(役員)

第7条 評価委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員職務)

第8条 役員職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長は評価委員会を代表し、委員会を総理する
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する

(役員選任)

第9条 役員選任は、その任期が満了となった直後に行われる会議において、委員間での互選により選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期が満了になった時点において次期役員選任が行われていない場合には、次期役員が選任される期間までを在任とする。
- 3 役員欠員等により、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 評価委員会の会議(以下「会議」という)は年1回開催し、支援計画内容、支援事業の実施状況および成果を確認、評価するほか、役員選出、その他必要と認められる事項を協議する。

- 2 会議は委員長が招集し、その議長となる。
- 3 会議での議決を要する議案については、委員の過半数の出席で議決が成立するものとし、出席委員の過半数をもって決議し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(事業年度)

第12条 評価委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 評価委員会の事務局は事業実施主体である米沢商工会議所中小企業振興部に置く。

(補則)

第14条 この規定に定めるもののほか、評価委員会に関する必要な事項は、会議の承認を得た後、米沢商工会議所会頭の承認により、別に定める。

附 則

- 1. この規程は、平成28年2月3日より実施する。
- 2. この改正規程は、令和2年10月20日より実施する。

経営発達支援計画について

H.A.L.
Human Activity Laboratory
株式会社エイチ・エーエル

経営発達支援計画とは

経営発達とは？

小規模事業者支援法では、「基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業」を「経営改善普及事業」と位置付けている。

同法には明文の定義は置かれていないが、法制定時より、「経営改善」とは、事業体として必要な基本的水準に照らして欠如している能力を補うこと、「経営発達」とは、事業体として必要な一定の水準を超えた事業者が、技術やノウハウの向上、安定的な雇用維持等を行うことで、事業規模や収益性の拡大、経営の効率化を実現し、事業体としてさらなる成長を遂げることという解釈をしている。



**小規模事業者の売上&利益アップを支援
& 個社支援**

小規模事業者とは

小規模事業者（小規模企業者）の定義

■小規模事業者（小規模企業者）

| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
|----------|------------|
| 製造業その他 | 従業員20人以下 |
| 商業・サービス業 | 従業員 5人以下 |

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。

■（参考）中小企業

| 業種分類 | 以下のいずれかを満たすと中小企業に該当 | |
|--------|---------------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

3

経営発達支援計画で求められる支援の体系

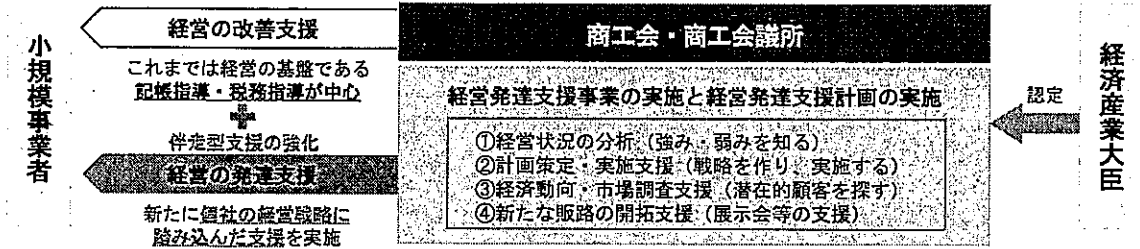


4

経営発達支援計画のスキーム

- ・ 小規模事業者を伴走支援する商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」を作成し、経済産業大臣が認定するというスキームを創設（平成26年）。
- ・ 併せて、認定を受けた商工会・商工会議所向けの国補助（伴走型補助金）を開始。

1. 支援スキーム



2. 伴走型補助金

- 補助率 : 定額
 上限 : 700万円
 補助内容 : ①経営状況の分析
 ②事業計画を作成するための指導・助言
 ③需要動向に関する情報の収集、分析及
 ④広報活動、商談会・展示会等の開催・参加
 ⑤他の支援機関との連携強化や情報交換

5

経営発達支援計画認定状況

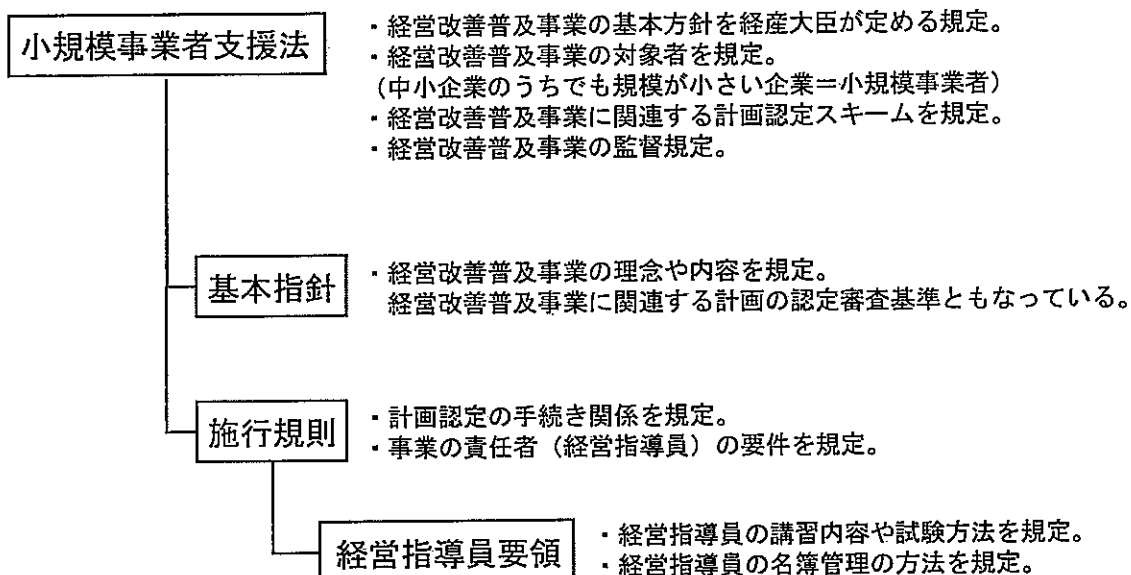
| | 全体の認定状況 | | | 商工会の認定状況 | | | 商工会議所の認定状況 | | |
|-----|---------|-------|------|----------|-------|------|------------|------|------|
| | 商工団体 | 認定団体 | 認定率 | 商工会 | 認定団体 | 認定率 | 商工会議所 | 認定団体 | 認定率 |
| 北海道 | 194 | 173 | 89% | 152 | 152 | 100% | 42 | 21 | 50% |
| 東北 | 277 | 268 | 97% | 252 | 225 | 97% | 45 | 43 | 96% |
| 関東 | 614 | 554 | 90% | 477 | 436 | 91% | 137 | 118 | 86% |
| 中部 | 218 | 211 | 97% | 154 | 153 | 99% | 64 | 58 | 91% |
| 近畿 | 230 | 199 | 87% | 159 | 144 | 91% | 71 | 55 | 77% |
| 中国 | 164 | 162 | 99% | 113 | 112 | 99% | 51 | 50 | 98% |
| 四国 | 113 | 113 | 100% | 86 | 86 | 100% | 27 | 27 | 100% |
| 九州 | 302 | 288 | 95% | 228 | 228 | 100% | 74 | 60 | 81% |
| 沖縄 | 38 | 37 | 97% | 34 | 34 | 100% | 4 | 3 | 75% |
| 合計 | 2,150 | 2,005 | 93% | 1,635 | 1,570 | 96% | 515 | 435 | 84% |

※弊社が独自に調査した結果であり、正確な結果でない可能性があります。

6

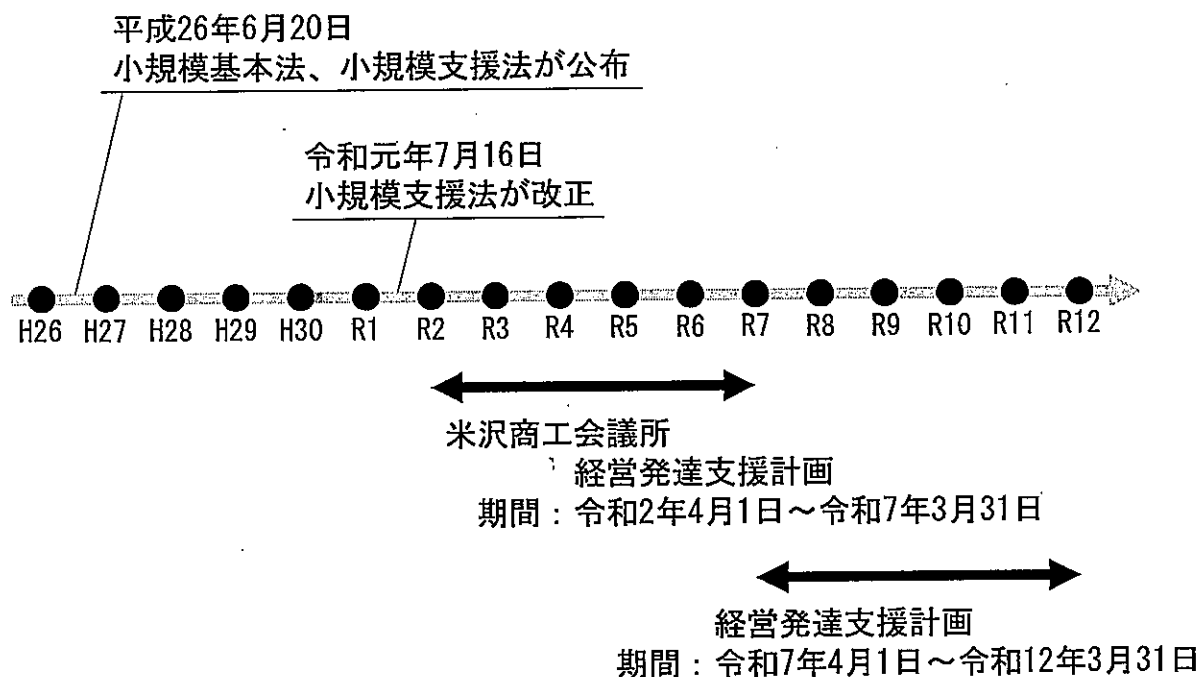
小規模事業者支援法の体系

【小規模事業者支援法（現行法）の体系】



7

経営発達支援計画の流れ



8

小規模支援法改正に伴う変更点

経営発達支援計画の変更点

- (1) 市町村との連携
これまでの経営発達支援計画は、商工会又は商工会議所が単独又は共同で作成する仕組みであったが、改正法の施行後は、**関係市町村と共同で計画を作成し申請**することとなる。
したがって、認定申請を行う場合には、すみやかに、所在市町村と検討を開始する必要がある。(都道府県知事は意見を言えるようになる)
- (2) 法定経営指導員の関与
経営発達支援計画の記載事項のうち、「実施体制」については、従来、経営発達支援事業の実施に携わる体制を記載することとしていたが、改正法の施行後は、いわゆる「**法定経営指導員**」が計画の作成から実施段階に至るまで、きちんと関与することが必須となる。
- (3) フォローアップ項目の記載事項の追加
経営発達支援計画の記載事項のうち、「事業計画策定後の実施支援(いわゆる「フォローアップ」)」については、従来、フォローアップを行う「対象事業者数」及び「その頻度」を目標として掲げたが、改正法の施行後は、それらに加え、**支援した事業者の収益や利益率の増加等を目標**に掲げる。
- (4) 経営発達支援事業の状況報告
従来実施していた「経営発達支援事業実施状況調査(例年6月頃実施)」については、エクセルシートでのアンケート方式を改め、経営発達支援事業により支援した**事業者の支援履歴、国等の施策の利用状況、売上や利益率等の財務情報等**について、**国に報告**する。
- (5) 「2期目」の考え方
経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会が、計画期間終了に伴い、改めて認定申請を行う場合、「2期目」と呼称し、1期目の事業実施の評価等をどのように反映したのかについて記載していたが、法改正により、本計画は商工会議所・商工会が**関係市町村と共同作成する「新たな計画」となることから、いわゆる「旧計画(1期目)」に基づく事業実施の評価等についての記載は審査要件ではなくなる。**

参考) 関係市町村と共同で申請

様式第3 (第7条関係)

経営発達支援計画に係る認定申請書

令和6年11月 日

経済産業大臣 殿

〇〇県〇〇市〇〇町1-1
〇〇商工会(会議所)
会長(会頭) 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町1-1
〇〇市(町・村)
市長(町長・村長) 〇〇〇〇

連名(共同)で申請
※押印省略可

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

令和6年度「経営発達支援事業」実績報告

1. 目的（要旨）

「地域の元気を体現できる小規模事業者をサポートする」ため、地域及び地域内事業者の現状と課題、中長期的視点に立った小規模事業者の振興のあり方を踏まえ、事業に取り組む。

2. 事業内容報告

(1) 地域の経済動向調査に関すること

地域の経済動向の現状把握、小規模事業者が調査結果を活用できるよう、広く情報提供するとともに、支援対象者への経営発達支援の基礎資料として活用する。

①米沢版小規模 LOBO 調査

・目標 4回 実施 4回

②全国商工会議所早期景気観測調査（LOBO 調査）

・目標 12回 実施 12回

③国（RESAS 等）のビッグデータ活用（日本商工会議所との連携）

・目標 1回 実施 1回

④買い物動向調査（山形県との共同実施）

・令和6年度実施なし

⑤通行量調査（米沢市との共同実施）

・目標 1回 実施 1回

(2) 経営状況の分析に関すること

地域内小規模事業者から支援対象者を掘り起こし、経営状況の把握と意思確認を行い、信頼関係を構築しながら課題を抽出し、ITを活用した経営分析結果を事業者を提供する。

①簡易分析対象者

・目標 100件選定 実施 100件

②詳細分析対象者

・目標 50件選定 実施 60件

(3) 事業計画作成支援に関すること

地域の経済動向などの外部環境と内部の強み・弱みを踏まえ、経営分析によって得られた結果を基に有効性を認識した上で、売上・利益拡大に資する事業計画の策定を事業者と伴に行う。

①事業計画作成セミナーの実施

・目標 参加者 30人 実施 23人

②創業塾の実施

・目標 参加者 10人 実施 14人

③事業計画策定件数

・目標 策定件数 50件 実施 57件

(4) 事業計画策定後の実施支援に関すること

事業者との合意形成など事前準備の上、計画に沿った進捗チェック・スケジュール管理等を行い、着実な事業実施に導く。また、計画と成果を評価・検証する PDCA サイクルに基づき、継続してフォローアップする。

①フォローアップ対象事業者と頻度

・目標 50者 実施 60者

・目標 200回 実施 241回

(5) 需要動向調査に関すること

事業者ごとの社会的ニーズを捉えるため、地域イベントや施設の来場者を対象に地域内外の消費者や取引先の需要動向を直接調査・分析し、事業者にフィードバックする。マーケットインの考え方で事業計画の策定に反映する。

①逸品研究会でのアンケート調査

・目標 150 標本 実施 97 標本

②よねざわ肉の陣（Y-1 グルメグランプリの後継）でのアンケート調査

・目標 100 標本 対象者不在で実施できず

③道の駅米沢でのアンケート調査

・目標 100 標本 実施 105 標本

④GOODLIFEフェア2024（ビジネスマッチ東北の代替）でのアンケート調査

・目標 100 標本 実施 258 標本

(6) 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

提供する商品やサービス、業種に応じたPRを通じ、新たな需要の開拓のために消費者向けと事業者向けに分け、商談会への参加、サイトへの登録等、数多くのメニューを準備し、事業者の販路拡大を支援していく。

①一店逸品運動事業での販路拡大

・目標 5 者 実施 6 者

②まちなかゼミナールでの販路拡大

・目標 3 者 実施 2 者

③GOODLIFEフェア（日商：地域うまいもんマルシェの代替）への出店

・目標 5 者 実施 3 者

④米沢市のふるさと納税事業への登録

・目標 2 者 実施 1 者

⑤商談会、展示会への参加（専門家派遣等による支援）

・目標 3 者 実施 1 者

⑥米沢市ブランド推進事業の活用

・目標 2 者 実施 1 者

⑦ジェグテック（中小機構：マッチングサイト）活用事業

・目標 2 者 実施 0 者

主な制度を活用した(事業計画策定)支援実績

| 伴走支援での活用制度名 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 7月末状況 | |
|-----------------------------|----|-------|----|-------|----|----------------|-----|
| ①持続化補助金 ※公募×日の年度区切り | 支援 | [4回] | 19 | 【1回】 | 7 | [1回] | 12 |
| | 採択 | [4回] | 12 | 【1回】 | 4 | | 審査中 |
| ②山形県補助金 (パワーアップ補助金他) | 支援 | | 9 | | 2 | | 1 |
| | 採択 | | 6 | | 2 | | 審査中 |
| ③やまチャレ助成金 | 支援 | | 6 | | 5 | | 1 |
| | 採択 | | 6 | | 5 | | 1 |
| ④米沢市創業補助金 | 支援 | | 9 | | 12 | | 2 |
| | 採択 | | 9 | | 12 | | 2 |
| ⑤ものづくり商業・サービス 生産性向上促進補助金 | 支援 | | 0 | | 0 | | 0 |
| | 採択 | | 0 | | 0 | | 0 |
| ⑥事業再構築補助金 | 支援 | | 1 | | 0 | | 0 |
| | 採択 | | 1 | | 0 | | 0 |
| ⑦事業承継・引継ぎ補助金 | 支援 | | 1 | | 0 | | 0 |
| | 採択 | | 1 | | 0 | | 0 |
| ⑧経営力向上計画 | 支援 | | 1 | | 0 | | 0 |
| | 採択 | | 1 | | 0 | | 0 |
| ⑨先端設備導入計画 | 支援 | | 2 | | 3 | | 1 |
| | 認定 | | 2 | | 3 | | 1 |
| ⑩中小企業経営革新計画 | 支援 | | 1 | | 0 | | 0 |
| | 認定 | | 1 | | 0 | | 0 |
| 伴走支援を講じた合計 (2段部分は上段の数値) | | | 49 | | 29 | | 16 |

■上記は「主な制度」の抜粋であり、その他の個別支援(相談)やセミナー開催などは含まない。

■経営発達支援計画では、年間50事業者への個社支援を数値目標としている。

事業計画作成セミナー、個別相談会実績報告

1. 事業計画作成セミナー事業・個別相談会の開催

①事業計画作成セミナー（3回実施）

【1回目】

日 時：令和6年11月11日（月）14時00分～16時30分
場 所：米沢市 アクティー米沢（米沢市西大通1-5-5）
講 師：株式会社 エイチ・エーエル 筑間 彰氏（中小企業診断士）
受講者数：13名

【2回目】

日 時：令和6年11月25日（月）14時00分～16時30分
場 所：米沢市 アクティー米沢（米沢市西大通1-5-5）
講 師：株式会社 エイチ・エーエル 筑間 彰氏（中小企業診断士）
受講者数：16名

【3回目】

日 時：令和6年12月12日（木）14時00分～16時30分
場 所：米沢市 アクティー米沢（米沢市西大通1-5-5）
講 師：株式会社 エイチ・エーエル 筑間 彰氏（中小企業診断士）
受講者数：14名

②事業計画作成セミナー 個別相談会

日 時：令和7年 1月 9日（木）10時00分～16時50分
場 所：米沢商工会議所（米沢市中央四丁目1-30）
講 師：株式会社 エイチ・エーエル 筑間 彰氏（中小企業診断士）
受講者数： 8名

【事業実施内容】

なぜ事業計画が必要なのか、その作成の意義と効果について講師が受講者に講演。事業計画は項目、具体策、目標、責任者等を一覧化し、そのうえで「行動スケジュール」を設定することが大切と話した。加えて、デジタル・IT化は重要性が増しており、今後は特にAIの活用は欠かせなくなるとし、ワーク等でも利用を図った。なお、個別相談会の実施により、内容をより具体化し、受講者の事業計画作成・事業実施につながっている。

【事業計画作成セミナー (11/25)】



【事業計画作成セミナー個別相談会(1/9)】



